

資料編

三重県災害廃棄物処理計画 資料編 目次

1. 連絡先一覧表	1
1. 三重県の組織	1
2. 市町等の組織	2
3. 災害廃棄物処理に関する協定締結先	4
4. 一般廃棄物処理施設	5
2. 災害廃棄物処理に関する応援協定書	8
1. 三重県災害等廃棄物処理応援協定書(締結:市町)	8
2. 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定 (締結:一般社団法人三重県産業廃棄物協会)	14
3. 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定 (締結:一般財団法人三重県環境保全事業団)	16
4. 災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定 (締結:三重県環境整備事業協同組合)	18
5. 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定 (締結:一般社団法人三重県清掃事業連合会)	20
3. 災害廃棄物処理に関わる法令等	23
1. 全般的事項	23
2. 東日本大震災における法令等	24
3. 国庫補助	33
4. その他	40
1. 収集運搬車輛	40
2. 延べ床面積	43
3. 災害用トイレ備蓄状況	44
4. 仮置場選定に関わる法規制等	46
5. 破碎選別機	47
6. PRTR 届出事業所	48
7. 倒壊家屋の解体・撤去	52
5. 用語集	53

1. 連絡先一覧表

1. 三重県の組織

表 三重県の組織

地域区分	市町	事業所名	部(室)名	課名	班名	所在地	電話番号	FAX番号
-	-	県庁	環境生活部 廃棄物対策局	廃棄物・ リサイクル課	リサイクル 推進班	〒514-8570 津市広明町13	059-224-3310 ・2385	059-222-8136
北勢	桑名市	桑名地域 防災総合事務所	環境室	環境課	-	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3624	0594-24-3795
	いなべ市							
	木曽岬町							
	東員町	四日市地域 防災総合事務所	環境室	廃棄物対策課	-	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0593	059-352-0553
	四日市市							
	菰野町							
	朝日町							
	川越町	鈴鹿地域 防災総合事務所	環境室	環境課	-	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8675	059-382-9792
鈴鹿市								
亀山市	津地域 防災総合事務所	環境室	廃棄物対策課	-	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5083	059-246-7866	
津市								
松阪市								
多気町								
明和町								
大台町								
伊賀	伊賀市 名張市	伊賀地域 防災総合事務所	環境室	環境課	-	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8078	0595-24-8010
伊勢志摩	伊勢市	南勢志摩地域 活性化局	環境室	環境課	-	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5405	0596-27-5251
	鳥羽市							
	志摩市							
	玉城町							
	南伊勢町							
	大紀町							
度会町								
東紀州	尾鷲市	紀北地域 活性化局	環境室	環境課	-	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469	0597-23-2130
	紀北町							
	熊野市	紀南地域 活性化局	環境室	環境課	-	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6937	0597-89-6107
	御浜町							
	紀宝町							

2. 市町等の組織

表 市町の組織

地域区分	市町	部(局)名	課(室)名	係(担当)名	所在地	電話番号	FAX番号
北勢	桑名市	経済環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策係	〒511-8601 桑名市中央町2-37	0594-24-1436	0594-24-4102
	いなべ市	市民部 (北勢庁舎)	生活環境課	生活係	〒511-0492 いなべ市北勢町阿下喜2633	0594-72-3946	0594-72-3748
	木曽岬町	—	住民課	—	〒498-8503 桑名郡木曽岬町大字西对海地251	0567-68-6103	0567-66-4841
	東員町	生活福祉部	環境資源課	—	〒511-0295 員弁郡東員町大字山田1600	0594-86-2807	0594-86-2851
	四日市市	環境部	生活環境課	—	〒510-8601 四日市市諏訪町1-5	059-354-8192	059-354-4412
	菟野町	—	環境課	環境係	〒510-1292 三重郡菟野町大字潤田1250	059-391-1150	059-391-1193
	朝日町	—	町民環境課	—	〒510-8522 三重郡朝日町大字小向893	059-377-5653	059-377-2790
	川越町	—	環境交通課	—	〒510-8123 三重郡川越町大字豊田一色280	059-366-7163	059-364-2568
	鈴鹿市	環境部	廃棄物対策課	—	〒513-8701 県鈴鹿市神戸1-18-18	059-382-7609	059-382-2214
	亀山市	環境産業部	廃棄物対策室	—	〒519-0195 亀山市本丸町577	0595-82-8081	0595-82-4435
中勢	津市	環境部	環境政策課	企画管理担当	〒514-8611 津市西丸之内23-1	059-229-3139	059-229-3354
	松阪市	環境生活部	清掃事業課	—	〒515-8515 松阪市殿町1340-1	0598-53-4417	0598-51-6406
	多気町	—	環境商工課	環境係	〒519-2181 多気郡多気町相可1600	0598-38-1118	0598-38-1140
	明和町	—	人権生活環境課	環境・住民 協働係	〒515-0332 多気郡明和町大字馬之上945	0596-52-7117	0596-52-7137
	大台町	—	生活環境課	—	〒519-2404 多気郡大台町佐原750	0598-82-3787	0598-82-2565
伊賀	伊賀市	人権生活環境部	廃棄物対策課	—	〒518-1155 伊賀市治田3547-13 さくらサイクルセンター内	0595-20-1050	0595-20-2575
	名張市	生活環境部	環境対策室	—	〒518-0492 名張市鴻之台1-1	0595-63-7496	0595-64-2560
伊勢志摩	伊勢市	環境生活部	環境課	環境対策係	〒516-8601 伊勢市岩瀬1-7-29	0596-21-5544	0596-37-0189
	鳥羽市	—	環境課	資源リサイクル係	〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1	0599-25-1149	0599-21-0958
	志摩市	生活環境部	美化衛生課	清掃事業係	〒517-0592 志摩市阿児町鶴方3098-22	0599-44-0229	0599-44-5261
	玉城町	—	生活福祉課	—	〒519-0495 度会郡玉城町田丸114-2	0596-58-8203	0596-58-4494
	南伊勢町	(南勢庁舎)	環境生活課	環境衛生係	〒516-0194 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057	0599-66-1154	0599-66-2166
	大紀町	—	環境水道課	環境係	〒519-2703 度会郡大紀町滝原1610-1	0598-86-2245	0598-86-3191
	度会町	—	生活環境課	生活環境係	〒516-2195 度会郡度会町棚橋1215-1	0596-62-2415	0596-62-1138
東紀州	尾鷲市	市長部局	環境課	廃棄物係	〒519-3696 尾鷲市中央町10-43	0597-23-8251	0597-23-1700
	紀北町	—	環境管理課	—	〒519-3292 北牟婁郡紀北町紀伊長島区 東長島769-1	0597-46-3121	0597-47-5906
	熊野市	(クリーンセンター)	環境対策課	—	〒519-4325 熊野市有馬町5233	0597-89-2804	0597-89-6502
	御浜町	—	生活環境課	環境係	〒519-5292 南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1	05979-3-0531	05979-2-4476
	紀宝町	—	環境衛生課	—	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿324	0735-33-0338	0735-32-1102

表 一部事務組合、広域連合

一部事務組合名 広域連合名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
朝日町、川越町組 合立環境クリーンセンタ-	—	〒510-8032 四日市市川北町822		
奥伊勢広域 行政組合	事務局 【大台町・大紀町】	〒519-2412 多気郡大台町菅合1621-3	0598-82-2254	0598-82-2532
朝明広域 衛生組合	管理係 【四日市市・菰野町・川越町・朝日町】	〒510-8121 三重郡川越町高松1508	059-365-4776	059-365-4776
松阪地区広 域衛生組合	事務局庶務係 【松阪市・明和町・多気町】	〒515-0029 松阪市西野々町721-1	0598-51-1851	0598-52-5885
菊狭間環境 整備施設組合	—	〒515-0505 伊勢市西豊浜町654	0596-37-0676	
伊賀南部 環境衛生組合	業務室 【名張市・旧青山町】	〒518-0296 伊賀市奥鹿野1990	0595-53-1120	0595-53-1125
南牟婁清掃 施設組合	紀南清掃センター 【熊野市・御浜町・紀宝町】	〒519-5204 南牟婁郡御浜町阿田和2053	05979-2-4621	05979-2-4622
桑名広域清掃 事業組合	第一技術係 【桑名市・いなべ市・東員町・木曾岬町】	〒511-0125 桑名市多度町力尾	0594-31-1031	0594-31-1032
香肌奥伊勢資源化 広域連合	事務局 【松阪市・多気町・大台町・大紀町】	〒519-2211 多気郡多気町丹生4290	0598-49-4311	0598-49-4141
鳥羽志勢 広域連合	環境課 【鳥羽市・志摩市・南伊勢町】	〒517-0214 志摩市磯部町迫間22	0599-56-1030	0599-56-1023
桑名・員弁 広域連合	業務課 【桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町】	〒511-0001 桑名市上之輪新田707	0594-27-5112	0594-27-5110
伊勢広域 環境組合	業務課 【伊勢市・明和町・玉城町・度会町】	〒519-0401 三重県度会郡玉城町世古395-5	0596-37-1218	0596-37-1740

3. 災害廃棄物処理に関する協定締結先

表 災害廃棄物処理に関する協定締結法人等

協定者名	所在地	電話番号	FAX番号
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-2-19 マルキビル5階	059-351-8488	059-353-7470
一般財団法人三重県環境保全事業団	〒510-0304 三重県津市河芸町上野3258番 地	059-245-7505	059-245-7515
三重県環境整備事業協同組合	〒514-0006 三重県津市広明町112番地5 第3いけだビル3階	059-225-5479	059-223-7534
一般社団法人三重県清掃事業連合会	三重県津市戸木町5012	059-255-5177	059-256-7500

4. 一般廃棄物処理施設

表 一般廃棄物焼却処理施設

地域区分	市町等	施設名	所在地	電話
北勢	いなべ市	あじさいクリーンセンター	いなべ市北勢町京ヶ野新田5-12	0594-72-7531
	四日市市	四日市市北部清掃工場	四日市市垂坂町1587	059-331-6181
	菰野町	菰野町清掃センター	菰野町大字永井3089-11	059-396-0606
	鈴鹿市	鈴鹿市清掃センター	鈴鹿市御園町3688	059-372-1646
	亀山市	亀山市総合環境センター	亀山市布気町442	0595-82-8081
中勢	津市	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町1304	059-237-5389
		津市クリーンセンターおおたか	津市森町2438-1	059-256-2122
	松阪市	松阪市第二清掃工場	松阪市桂瀬町744-1	0598-36-0975
	多気町	多気町美化センター	多気町相可1909-2	0598-38-3776
伊賀	伊賀南部環境衛生組合 ^{※1}	伊賀南部クリーンセンター	伊賀市奥鹿野1990	0595-53-1120
伊勢志摩	鳥羽市	鳥羽市答志島清掃センター(離島)	鳥羽市桃取町797-3	0599-37-2953
	志摩市	志摩市阿児清掃センター	志摩市阿児町鶴方477-17	0599-43-3714
	南伊勢町	クリーンセンターなんとう	南伊勢町東宮2297	0596-76-1233
	伊勢広域環境組合 ^{※2}	可燃ごみ焼却処理施設	伊勢市西豊浜町653	0596-37-1218
	鳥羽志勢広域連合 ^{※3}	やまだエコセンター	志摩市磯部町山田800番地内 他	0599-56-0530
東紀州	尾鷲市	尾鷲市清掃工場	尾鷲市大字南浦字中村3287-7	0597-22-3245
	熊野市	熊野市クリーンセンター(ごみ処理施設)	熊野市有馬町5233	0597-89-2804

※1 伊賀南部環境衛生組合：名張市、伊賀市

※2 伊勢広域環境組合：伊勢市、明和町、玉城町、度会町

※3 鳥羽志勢広域連合：鳥羽市、志摩市

表 一般廃棄物最終処分場

地域区分	市町等	施設名	所在地	電話
北勢	桑名市	桑名市一般廃棄物埋立最終処分場	桑名市大字東汰上字屋敷下地内	0594-22-5350
	いなべ市	藤原最終処分場	三重県いなべ市藤原町鼎1400	0594-46-3413
	東員町	東員町最終処分場	東員町鳥取1861-6、1862-2、1870-8	0594-76-0883
	四日市市	四日市市南部埋立処分場	四日市市小山町2855	059-328-2511
	菟野町	菟野町不燃物処理場	菟野町菟野8346-1	059-394-3007
	鈴鹿市	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター(最終処分場)	鈴鹿市国分町1700	059-374-4141
	亀山市	亀山市総合環境センター最終処分場	亀山市布気町442	0595-82-8081
中勢	津市	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町1304	059-237-5389
		津市白銀環境清掃センター	津市片田田中町1383	059-237-0671
	松阪市	松阪市一般廃棄物最終処分場	松阪市上川町985	0598-28-7710
	多気町	多気町美化センター	多気郡多気町相可1909-2	0598-38-3776
	明和町	明和町環境センター	明和町池村2352	0596-52-7353
伊賀	伊賀市	不燃物処理場	三重県伊賀市西高倉4631	0595-23-8991
伊勢志摩	伊勢市	小俣廃棄物投棄場	三重県伊勢市小俣町新村92	
	南伊勢町	クリーンセンターなんとう	南伊勢町東宮2897	0596-76-1233
		南勢一般廃棄物最終処分場	三重県度会郡南伊勢町伊勢路511	0599-65-3082
香肌奥伊勢資源化広域連合※1	香肌奥伊勢エコ・ランド	大紀町大内山2571-6	0598-72-3130	
東紀州	紀北町	紀北町紀伊長島不燃物処理場	紀北町紀伊長島区東長島2926	0597-47-4731
		紀北町海山不燃物処理場	紀北町海山区船津349-1	0597-32-2274
	熊野市	熊野市有馬不燃物処分場	熊野市有馬町4520-313	0597-85-3004
	南牟婁清掃施設組合※2	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	御浜町片川629	05979-4-1667
一般財団法人三重県環境保全事業団(新小山)			四日市市小山町字西北野3234-1	059-328-2727

※1 香肌奥伊勢資源化広域連合：松阪市、多気町、大台町、大紀町

※2 南牟婁清掃施設組合：熊野市、御浜町、紀宝町

表 し尿処理施設

市町等	施設名	所在地	電話
鈴鹿市	鈴鹿市クリーンセンター	鈴鹿市上野町630	059-374-0418
亀山市	亀山市衛生公苑	亀山市野村字清谷1789	0595-82-0978
	亀山市関衛生センター し尿処理施設	亀山市関町新所175-3	0595-96-1303
津市	安芸・津衛生センター	津市安濃町妙法寺777	059-268-0031
	クリーンセンターくもず	津市一志町其倉327-1	059-293-3571
伊賀市	伊賀市浄化センター 第1処理場	伊賀市長田4617-3	0595-23-1179
	伊賀市浄化センター 第2処理場		
名張市	伊賀南部浄化センター	名張市薦生1810	0595-63-1211
尾鷲市	尾鷲市クリーンセンター	尾鷲市大字南浦字真砂福松2562-8	0597-23-8700
紀北町	紀北町クリーンセンター	紀北町紀伊長島長島区三浦812-9	0597-49-3644
熊野市	熊野市クリーンセンター (し尿処理施設)	熊野市有馬町5233	0597-89-2804
奥伊勢広域行政 組合	奥伊勢クリーンセンター	大台町菅合1621-3	0598-82-2254
朝明広域衛生組 合	朝明衛生センター	川越町大字高松1508	059-365-4776
松阪地区広域衛 生組合	松阪地区広域衛生センター	松阪市西野野町721-1	0598-51-1851
伊賀南部環境衛 生組合	伊賀南部浄化センター	名張市薦生1810	0595-63-1211
鳥羽志勢広域連 合	鳥羽志勢クリーンセンター	鳥羽市白木町247-10	0599-25-9850
桑名・員弁広域 連合	桑名広域環境管理センター	桑名市大字上之野新田字永長707	0594-27-5112
伊勢広域環境組 合	クリーンセンター	伊勢市植山町245-1	0596-37-4805
紀南環境衛生施 設事務組合	南清園	和歌山県新宮市新宮8002-9	0735-22-6600

2. 災害廃棄物処理に関する応援協定書

1. 三重県災害等廃棄物処理応援協定書(締結:市町)

三重県災害等廃棄物処理応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書(様式第1号)により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書(様式第2号)により速やかに行うものとする。
 - (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
 - (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
 - (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (4) 応援要請の場所及び期間
 - (5) 連絡責任者
 - (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

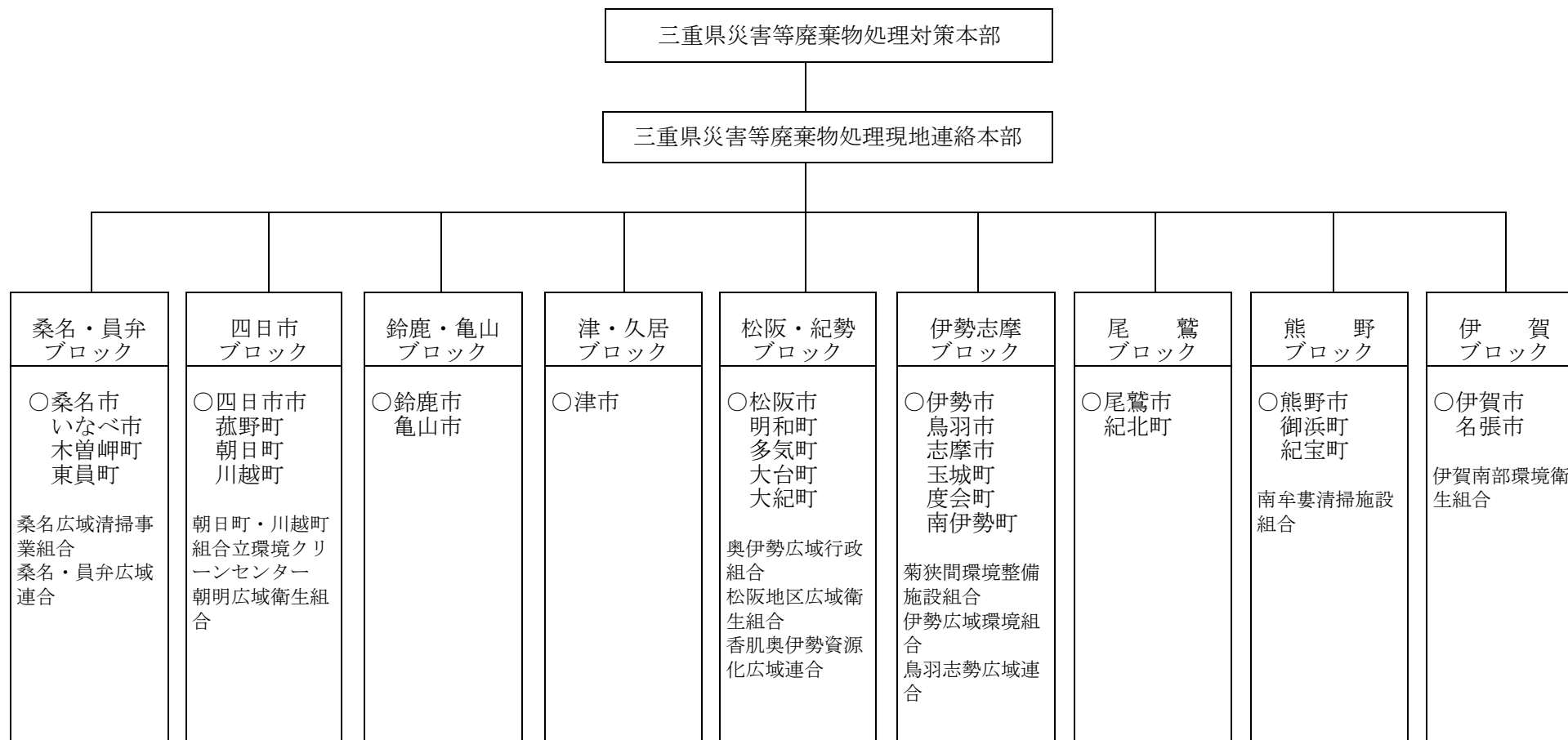
平成16年10月29日

津市長
四日市市長
伊勢市長
松阪市長
桑名市長
上野市長
鈴鹿市長
名張市長
尾鷲市長
龜山市長
鳥羽市長
熊野市長
久居市長
いなべ市長
志摩市長職務執行者
多度町長
長島町長
木曾岬町長
東員町長
菰野町長
朝日町長
川越町長
関町長
河芸町長
芸濃町長
美里村長
安濃町長
香良洲町長
一志町長
白山町長
嬉野町長
美杉村長
三雲町長
飯南町長
飯高町長
多気町長
明和町長
大台町長
勢和村長
宮川村長

近藤 康雄
井上 哲夫
加藤 光徳
下村 猛
水谷 元
今岡 睦之
川岸 光男
亀井 利克
伊藤 允久
田中 亮太
井村 均
河上 敢二
池田 幸一
日沖 靖
西井 一衛
鷺野 利彦
平野 久克
古村 登
佐藤 均
服部 忠行
田代兼二郎
山田 信博
清水 孝哉
長谷川 政春
横山 雅宏
黒川 和義
海野 武司
鈴木 一司
前山 禮三
岡本 知順
笹井 健司
結城 敏
市川 庄一
中野 孝是
宮本 里美
長谷川 順一
木戸口 眞澄
古家 孟
林 道郎
尾上 武義

玉城町長	中瀬 信一
二見町長	辻 三千宣
小俣町長	奥野 英介
南勢町長	川口 米人
南島町長	稲葉 輝喜
大宮町長	柏木 廣文
紀勢町長	谷口 友見
御菌村長	中北 隆敏
大内山村長	小倉 文也
度会町長	大野 幸茂
伊賀町長	垂井 正
島ヶ原村長	稲森 稔夫
阿山町長	内保 博仁
大山田村長	福岡 達雄
青山町長	猪上 泰
紀伊長島町長	奥山 始郎
海山町長	塩谷 龍生
御浜町長	北裏 公教
紀宝町長	新宅 孝嗣
紀和町長	下川 勝三
鵜殿村長	西田 健
朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター 組合長	山田 信博
大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合 管理者	古家 孟
紀伊長島町海山町し尿共同処理組合 組合長	奥山 始郎
朝明広域衛生組合 組合長	井上 哲夫
松阪市ほか六か町村衛生共同組合 管理者	下村 猛
菊狭間環境整備施設組合 管理者	木戸口 眞澄
津市ほか四箇町村衛生施設利用組合 管理者	海野 武司
伊賀南部環境衛生組合 管理者	亀井 利克
上野市ほか4か町村環境衛生組合 管理者	今岡 睦之
南牟婁清掃施設組合 管理者	北裏 公教
津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合 管理者	近藤 康雄
久居地区広域衛生施設組合 代表理事	池田 幸一
桑名広域清掃事業組合 管理者	水谷 元
安芸美地区清掃処理施設利用組合 管理者	横山 雅宏
香肌奥伊勢資源化広域連合 連合長	林 道郎
鳥羽志勢広域連合 連合長	井村 均
桑名・員弁広域連合 連合長	水谷 元
伊勢広域環境組合 管理者	加藤 光徳
三重県知事	野呂 昭彦

三重県災害等廃棄物処理応援体制組織図



(注) 1 ○印を付した市は、協定書第3条第1項の規定に基づく各ブロックの幹事市とする。
 2 一部事務組合、広域連合の処理区域が複数のブロックにまたがる場合には、ブロック間で連絡・調整を行う。

2. 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定(締結:一般社団法人三重県産業廃棄物協会)

災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に発生するがれき等の廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関して、三重県(以下「甲」という。)が社団法人三重県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害(以下「災害」という。)をいう。

2 この協定において「がれき等の災害廃棄物」とは、災害の発生により生じたがれき及びその他応援が必要な廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分(以下「災害廃棄物の処理等」という。)に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の協会の施設、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の協会の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町村等(以下「被災市町村」という。)から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の協会員の中から必要な人員、車両、資機材等を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事されるものとする。

2 乙の協会員は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 応援協力に要する経費については、被災市町村と乙で協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の協会の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境森林部資源循環室、乙においては社団法人三重県産業廃棄物協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年4月28日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月28日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂昭彦

乙 四日市市鶴の森1丁目2番19号
マルキビル5階
社団法人三重県産業廃棄物協会
会長 木村亮一

災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に発生するがれき等の廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関して、三重県(以下「甲」という。)が財団法人三重県環境保全事業団(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害(以下「災害」という。)をいう。

2 この協定において「がれき等の災害廃棄物」とは、災害の発生により生じたがれき及びその他応援が必要な廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分(以下「災害廃棄物の処理等」という。)に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の施設での受入、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町村等(以下「被災市町村」という。)から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請のあったときは、必要な人員、車両、機材等を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項



(費用の負担)

第7条 応援協力に要する経費については、被災市町村と乙とで協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の職員が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境森林部資源循環室、乙においては財団法人三重県環境保全事業団廃棄物管理部業務管理課を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

3 乙の組織の変更が生じた場合、第1項に規定する乙の事務は、変更後の廃棄物処理を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年10月15日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年10月15日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦

乙 安芸郡河芸町大字上野3258番地
財団法人 三重県環境保全事業団
理事長 濱田 直毅



三重県

4. 災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定(締結:三重県環境整備事業協同組合)

災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去及び収集・運搬に関して、三重県（以下「甲」という。）が三重県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

2 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去及び収集・運搬（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要な乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に必要な乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町村等（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、被災市町村に応援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境部循環システム推進チーム、乙においては三重県環境整備事業協同組合事務局を窓口として行うものとする。
2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年3月30日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂昭彦

乙 津市広明町112番地の5
第3いけだビル 3階
三重県環境整備事業協同組合
理事長 木室啓治

5. 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定(締結：一般社団法人三重県清掃事業連合会)

災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分に関して、三重県（以下「甲」という。）が一般社団法人三重県清掃事業連合会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害廃棄物等」とは、大規模災害の発生により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の会員の施設、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町等（以下「被災市町」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(情報の共有)

第4条 甲は、大規模災害の発生時に円滑な協力が得られるように、発災後速やかに、乙に三重県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第6条 乙は、甲からの応援要請に備え応援体制の整備に努めるとともに、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材等を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 応援協力に要する経費については、被災市町と乙で協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定による災害廃棄物の処理等に伴い、器物破損や作業員の負傷等の損害が生じた場合は、その補償について、乙と当該市町等で協議するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、乙においては一般社団法人三重県清掃事業連合会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(他の都道府県への応援)

第11条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等の応援を行うために、乙に応援要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(その他)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第13条 本協定の期間は、平成26年3月3日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年 3月 3日

甲 津市広明町13番地
三重県

三重県知事 鈴木英敬

乙 津市戸木町5012
一般社団法人三重県清掃事業連合会

会長 片野宣之

3. 災害廃棄物処理に関する法令等

1. 全般的事項

災害対策基本法

(昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号 最終改正：平成 26 年 11 月 21 日法律第 114 号)

災害対策基本法施行令

(昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号 最終改正：平成 26 年 5 月 29 日政令第 195 号)

災害対策基本法施行規則

(昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号 最終改正：平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 66 号)

災害廃棄物対策指針

(平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

2. 東日本大震災における法令等

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

(平成 23 年 8 月 18 日法律第 99 号 最終改正：平成 23 年 12 月 16 日法律第 125 号)

趣旨
東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。
主な内容
(1)国の責務：迅速・適切な処理を図る
国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、 ① 市町村及び都道府県に対し必要な支援を行う。 ② 災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。
(2)災害廃棄物の処理に関する特例：市町村の処理の代行
環境大臣は、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり、 ① 当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制 ② 災害廃棄物の処理に関する専門的な知識・技術の必要性 ③ 災害廃棄物の広域的な処理の重要性 を勘案して必要があると認められるときは、復興庁の長である内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うものとする。
(3)費用の負担等：市町村負担の軽減
○ 環境大臣が災害廃棄物の処理を代行する場合、処理に要する費用のうち、市町村が自ら災害廃棄物の処理を行った場合に国が市町村に交付すべき補助金の額を除いた額を市町村の負担とする。 ○ 国は、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用（国が処理を代行する場合の市町村負担分も含む。）について ① 必要な財政上の措置を講ずる。 ② ①のほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずる。
(4)国が講ずべき措置：6つの措置を明文化
国は、災害廃棄物の処理に関して、 ① 災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等 ② 再生利用の推進等 ③ 災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一指針の策定等 ④ アスベストによる健康被害の防止等 ⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等 ⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等の必要な措置を講ずる。
検討条項
国は、市町村の負担する費用について、国と地方を併せた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置
(平成 23 年政令第 215 号、平成 23 年環境省令第 15 号)

災害廃棄物の迅速な処理の推進のため、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村が災害廃棄物の処理を委託する場合には、平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、一定の基準下で、受託者が処理を再委託することができることとする特例措置を設け、市町村の事務負担の軽減を図る。

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について (平成 23 年 3 月 13 日) 内閣府 (防災担当) 総務省 法務省

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害 (特定非常災害) について適用されるもの。今回平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定。

東北地方太平洋沖地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」 (平成 23 年 3 月 18 日) 内閣府 総務省

運転免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、有効期限を一定程度延長 (最長で平成 23 年 8 月 31 日まで) することが可能となる。

一般廃棄物を産業廃棄物処理施設において処理する際の届出期間に関する例外規定の創設
(平成 23 年 3 月 31 日環境省令第 6 号)

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる届出について、本来 30 日前までに届け出ることとされているところ、都道府県知事が 30 日前までに届け出ることが困難な特別の事情があると認める場合 (大量に発生した災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない場合等) の例外規定をもうけるもの。

緊急的な海洋投入処分に関する措置 (平成 23 年 4 月 7 日環境省告示第 44 号)

緊急的な海洋投入処分に関する措置 (平成 23 年 6 月 17 日環境省告示第 48 号)

廃棄物の海洋投入処分に当たり、海洋汚染防止法に基づく通常の許可手続では数ヶ月の期間が必要となるため、緊急的に海洋投入処分を認める廃棄物の排出基準 (廃棄物、排出海域、排出方法) を定めるもの。

コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において処理する場合の手続の簡素化のための措置（平成 23 年 5 月 9 日環境省令第 8 号）

安定型産業廃棄物最終処分場において一般廃棄物を埋立処分する場合、通常は一般廃棄物処理施設の設置許可が必要であるとされているところ、今般の震災により発生したコンクリートくず等の災害廃棄物を埋立処分する場合は、届出で足りることとする特例を設けるもの。

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について（平成 23 年 6 月 1 日）内閣府（防災担当） 総務省 法務省

特定非常災害の指定

災害廃棄物の広域処理の推進について（改定）（ガイドライン）環境省

災害廃棄物の放射性物質による汚染に対する受入側の危惧等を背景に、広域処理の具体化が遅れていたため、平成 23 年 8 月 10 日に開催した第 6 回災害廃棄物安全評価検討会（以下「検討会」という。）において、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法等について検討を行い、本ガイドラインとして取りまとめた。

特定非常災害特措法第 3 条第 2 項に基づき延長される環境省関係の権利利益

環境省所管法令に基づく廃棄物処理関係、自然環境関係、フロン関係の一部の行政上の権利利益（許可等）については、災害救助法が適用された市町村（※）（東京都を除く。）における権利利益に係る満了日を、平成 23 年 8 月 31 日まで延長する。

特定非常災害特措法第 3 条第 3 項に基づく延長措置の対象となる主な環境省関係の権利利益の例

措置により延長される指定地域における権利利益のほか、環境省所管法令に基づく行政上の権利利益であって震災後に存続期間が満了するものについては、特定非常災害の被害者から保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出を受けた場合、被災状況等を勘案して延長期間を個別に決定する。

特定非常災害特措法第 4 条第 2 項に基づく免責の対象となる主な環境省関係の義務の例

東北地方太平洋沖地震により法令上の履行期限までに履行されなかった義務については、平成 23 年 6 月 30 日までに所要の手続がとられた場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなる。

環境省所管法令等における主な災害時の特例規定の例

特定非常災害特別措置法に基づく措置のほか、環境省所管の個別法令等において災害時の特例措置が定められている場合は、当該規定に基づく特例が適用される。

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

(平成 23 年 3 月)

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要があるため、下記項目の処置についての指針を示すもの。

- ・作業のための私有地立入りについて
- ・損壊家屋等の撤去について
(建物、自動車、船舶、動産(自動車及び船舶を除く。))

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

(平成 23 年 3 月)

被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ないとした上で、他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合の処理手順を提示。

被災したパソコンの処理について

(平成 23 年 3 月)

被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災したパソコンについては、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ないとした上で、他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合の処理手順を提示。

廃石綿が混入した災害廃棄物について

(平成 23 年 3 月)

廃石綿が混入した災害廃棄物処理フローの提示

津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について (一般周知用)

(平成 23 年 3 月)

津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について (実務担当者用) (第 2 版)

(平成 23 年 5 月)

トランス処理時の取扱について

災害廃棄物の処理に係る留意事項について

(平成 23 年 4 月 25 日) 環境省災害廃棄物対策特別本部

下記事項に関する留意事項について

1. 浮沈分離法の活用について
2. 作業時の安全の確保について
3. 塩分を含む廃棄物の処理について

東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて

(平成 23 年 4 月 27 日) 経済産業省製造産業局自動車課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

今回の震災により発生した番号不明被災自動車の大多数は、既に再資源化預託金等を預託されていると考えられるため、当該自動車の再資源化等の迅速化及び当該自動車を使用済自動車として引取りを求めた者の過度な負担の防止、並びに被災地の早期の復興を目的として、当該自動車の引渡し時における再資源化預託金等の預託を資金管理法人が行うこととする。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について

(平成 23 年 5 月 6 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

災害廃棄物の処理の積算方法について

仮置場における火災発生の防止について

(平成 23 年 5 月 10 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

仮置場における火災発生の防止策の提示

- ① ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入されないよう確認を強化すること、搬入されてしまった場合は分けて保管すること、
- ② 防火水槽、消火器等の設置を行うこと、
- ③ 可燃物内からの煙の発生等について目視による定期確認を行うこと、
- ④ 可能であれば可燃物内の温度や一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行うこと

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

(平成 23 年 5 月 16 日) 環境省

災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたもの。

仮置場における留意事項について

(平成 23 年 5 月 19 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

下記事項に関する留意事項について

1. 仮置場の確保について
2. 廃棄物の積み上げ高さについて

東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について

(平成 23 年 6 月 13 日) 経済産業省製造産業局自動車課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

下記事項に関する留意事項について

- (1) エアバッグ類の取り外し
- (2) 適切な費用負担
- (3) 不適正処理の防止について

災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について

(平成 23 年 6 月 17 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策を依頼し、市町村等がこれらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行うことが可能とするもの。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について

(平成 23 年 7 月 13 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

下記事項についての通知

1. 再生利用の推進
2. 発注仕様書への反映
3. 関係機関等との連携

東日本大震災津波堆積物処理指針 (平成 23 年 7 月 13 日) 環境省

市町村等が津波堆積物の撤去・処理を実施するにあたっての参考となるよう、基本的な考え方や留意事項等についてとりまとめたもの。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて
(平成 23 年 7 月 25 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

災害等廃棄物の処理に関連して行う害虫等駆除のための薬剤散布について、災害等廃棄物処理事業の対象となる事例等を示したもの。

- ・撤去前の災害廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生回復・確保のための害虫等の駆除

仮置場における火災予防について（再周知）及び補遺

(平成 23 年 9 月 28 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

火災予防の再通知と追加対策の提示

東日本大震災により被災した消火器の処理について

(平成 23 年 10 月 7 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

被災した消火器の適正処理について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する指針について

(平成 23 年 11 月 11 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

災害廃棄物の処理が円滑かつ迅速に実施されるよう、処理の方法や処理費用に対する支援について、基本となる事項を指針としてとりまとめたもの。

- ・補助対象等について
- ・事業の発注方法等について

東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について

(平成 23 年 11 月 18 日) 農林水産省大臣官房環境政策課長 農林水産省農村振興局長 水産庁長官 国土交通省総合政策局長 国土交通省水管理・国土保全局長 国土交通省港湾局長 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 環境省水・大気環境局長

海に流出した災害廃棄物の処理指針として、処理を行うに当たっての基本的な考え方、区域ごとの取組方針等について、とりまとめたもの。

災害時の浄化槽被害等対策マニュアル 第 2 版

(平成 24 年 3 月) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を作成することにより、浄化槽の災害時の緊急対応を明確にし、被害地域の汚水処理システムの迅速な復旧や個別浄化槽の応急措置等に活用することを目的とする。

東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について

(平成 24 年 5 月 25 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 産業廃棄物課長

復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材の取り扱いについて、下記要件等を取りまとめたもの

- ① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。
- ② 他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。
- ③ 他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁 生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁 生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁 生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁・ガス・ガスの発生等）を生じるおそれがないこと。
- ④ 復旧復興のため公共工事において再生 資材として確実に活用されること。
- ⑤ ④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等構造・耐力上の安全性等構造・耐力上の安全性等の構造 物が求める品質を満たしていること。
- ⑥ ④の公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途活用場所等が記録・保存されること。

東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について

(平成 24 年 6 月 8 日) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 産業廃棄物課

東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等を造成地等で活用することについての考え方をとりまとめたもの

災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて

災害廃棄物の中には、感染性廃棄物が混入している場合がある。感染性廃棄物は他の廃棄物と分けて、特別な管理が必要となるので分別する必要があるため、収集、保管方法について示したもの。

被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）について

- I. 被災船舶の一般的な処理手順
- II. 被災船舶に係る効用の有無の判断の手引き
- III. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて（平成 23 年 3 月 28 日付事務連絡一部改）
- IV. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて
- V. 被災船舶の運搬方法について
- VI. 被災船舶の処理について
- VII. 船舶に使用されるアスベストについて
- VIII. 船舶の保険に関する参考情報

東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）の処理方法について。

3. 国庫補助

災害廃棄物処理事業費の国庫補助

災害廃棄物を市町村が処理する際に要する費用については、従来から廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費国庫補助金により、処理を実施した市町村に対しその費用の2分の1を補助し、残りの地方負担分については80%交付税措置されています。しかし、今年般の大震災により発生した災害廃棄物の処理費用については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）において国庫補助率を最大90%まで嵩上げを行うとともに、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、グリーンニューディール基金を通じた支援により国の実質負担額が平均95%となるよう措置を講じました。残る地方負担分についても、全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、市町村負担が実質的に生じないように措置を講じました。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村（一部事務組合を含む）がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することによって生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

対象	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置、残余の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の95%について特別交付税措置

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/12を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、建が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

参考：環境省の東日本大震災への対応について

廃棄物処理施設災害復旧の国庫補助

通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助していますが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率を8/10などと嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る措置を講じました。

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率の嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設
国庫補助率	<p style="text-align: center;">1/2 （交付要綱）</p>	<p style="text-align: center;">8/10 （阪神淡路大震災財特法）</p>	<p>特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20/100以下の部分・・・80/100 ・20/100を超える部分・・・90/100 <p>（東日本大震災財特法）</p> <p>その他の市町村については次により補助 1/2（交付要綱）</p>
地方財政措置	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について交付税措置 ※元利償還金の47.5%（財力補正により85.5%まで）</p>	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置</p>	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置</p>

参考：環境省の東日本大震災への対応について

災害時に係る主な国庫補助制度（廃棄物関連事項）

災害時に係る主な国庫補助制度（廃棄物関連事項）は、以下の2つが挙げられます。

災害廃棄物処理事業費の国庫補助

「厚生省環第109号（昭和50年2月18日） 環廃対発第070402002号（平成19年4月2日最終改正）」

【補助対象事業の範囲】

- ア. 市町村及び一部事務組合（委託事業を含む）が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業
- イ. 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの
- ウ. アに掲げる委託事業の委託先は、民間事業者及び市町村（一部事務組合を含む）とする。

【補助対象経費】

- ア. 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- イ. 自動車、船舶、機械器具の借上料及び燃料費
- ウ. 機械器具の修繕費
- エ. し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- オ. 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- カ. 自動車購入費については、一日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額
- キ. 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る）

上記の国庫補助における特徴は以下の2点である。

- ・原則、解体は補助対象外（所有者により実施が基本であるため）
- ・原則、諸経費は補助対象外である（処理は工事にはあたらないため）

ただし、災害の規模によっては、特例により補助対象範囲が拡大した事例もあります。

阪神・淡路大震災時では、市町における災害廃棄物処理事業の推進を支援し迅速な復興を進めるため、「阪神・淡路大震災にかかる災害廃棄物処理事業実施要領」が定められ、特例的に損壊家屋等（個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション、中小企業の事務所）の解体等も国庫補助事業として実施しました。補助対象は以下の通りです。

【補助対象経費（阪神・淡路大震災における事例）】

- ア．解体工事費：大震災発生後に、市町が解体の必要であると判断した家屋、事業場等（地上部分及びそれに相当する部分）であって、廃棄物として処理することが適当と認められるもので所有者の承諾のもと市町が行う解体、収集、運搬及び処分を行う処理事業に必要な経費
- イ．仮設工事費：ごみ処理事業に係わる仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬・処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に要する必要な経費
- ウ．運搬費：ごみ処理事業にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集運搬、仮置場から処理施設までの運搬、及び仮置場における選別に要する費用
- エ．諸経費：解体工事に係わる諸経費については、一般管理費及び現場管理費のうち交付要綱に定める諸経費の率の範囲内で算出された額

廃棄物処理施設災害復旧の国庫補助

「厚生省環第 110 号（昭和 50 年 2 月 18 日） 環廃対発第 070906003 号（平成 19 年 9 月 6 日最終改正）」

【補助対象事業の範囲】

地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センターが設置したもので次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ア. し尿処理施設
 - イ. コミュニティ・プラント
 - ウ. 汚泥再生処理センター
 - エ. 生活排水処理施設
 - オ. 特定地域生活排水処理施設
 - カ. ごみ処理施設
 - キ. 廃棄物循環型処理施設（ごみ処理施設（平成 6 年度以降着工事業分）、ごみ燃料化施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物運搬中継・中間処理施設、廃棄物再生利用施設及び埋立処分地施設（平成 6 年度以降着工事業分））
 - ク. 廃棄物運搬用パイプライン施設
 - ケ. 埋立処分地施設
 - コ. 産業廃棄物処理施設
 - サ. 広域廃棄物埋立処分場
- ※ただし、事務所等の施設は対象外であり、維持管理とみられるもの、また、明らかに設計・施工・維持管理の不備が起因しているもの等は除外される

なお、阪神・淡路大震災においては、被害を受けた一般廃棄物の処理施設の災害復旧事業について、通常の 1/2 の補助率を 8/10 としました。

前記の通知を含め、これまでの主な国庫補助に関わる通知は以下のとおりです。

【国の通知】

- ① 災害廃棄物処理事業費の国庫補助について
昭和 50 年 2 月 18 日 平成 19 年 4 月 2 日最終改正
環廃対第 0704020002 号環境事務次官通知
- ② 廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について
昭和 50 年 2 月 18 日 平成 19 年 9 月 6 日最終改正
環廃対第 070906003 号環境事務次官通知
- ③ 災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて
昭和 53 年 11 月 27 日 平成 19 年 9 月 6 日最終改正
環廃対第 070906004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知
- ④ 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
昭和 59 年 9 月 7 日 平成 19 年 7 月 26 日最終改正
財計第 1561 号財務省主計局長通知
- ⑤ 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について
昭和 59 年 9 月 7 日 平成 19 年 7 月 26 日最終改正
事務連絡監査 167 号
- ⑥ 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
昭和 59 年 9 月 7 日 平成 19 年 7 月 26 日最終改正
事務連絡第 168 号
- ⑦ 災害時における廃家電製品の取扱について
平成 13 年 10 月 2 日
環廃対発第 398 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知
- ⑧ 災害時におけるフロン等対策の推進について
平成 16 年 7 月 23 日
環廃対発
- ⑨ 既存の一般廃棄物処理施設において災害廃棄物である産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分（目的外使用）について
平成 17 年 3 月 28 日
環廃対発第 050328005 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知
- ⑩ 廃棄物処理に係る防災体制の整備について
平成 10 年 10 月 22 日
環衛第 86 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知
- ⑪ 震災廃棄物対策指針
平成 10 年 10 月

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課

⑫ 水害廃棄物処理に係る防災体制の整備について

平成 17 年 6 月 7 日

環廃対発第 050607001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
長通知

⑬ 水害廃棄物対策指針

平成 17 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

⑭ 「兵庫県南部地震」におけるがれき等の災害廃棄物処理の取扱方針

平成 7 年 1 月 28 日

⑮ 阪神・淡路大震災にかかる災害廃棄物処理事業の取扱について

平成 7 年 2 月 28 日 平成 7 年 3 月 10 日

⑯ 阪神・淡路大震災にかかる災害廃棄物処理事業の実施について

平成 7 年 2 月 28 日 平成 7 年 5 月 25 日

⑰ がれきの収集・運搬及び処分について、国庫補助の対象となる企業の範囲について

平成 7 年 3 月 23 日

4. その他

1. 収集運搬車輛

表 収集運搬車輛等の例①

対象	種類	用途・特徴	【参考】各車両等の写真
災害 廃棄物	深あおり式 清掃ダンプ トラック	構造が単純であるため、生活ごみ、粗大ごみ、産業廃棄物の収集運搬に幅広く活用されている汎用車である。	 ※1
	天蓋付き清 掃ダンプトラ ック	走行中に廃棄物の飛散や悪臭を防止するために油圧で開閉する天蓋を取り付けたダンプ車である。	 ※1
	ダンプレー ラー	通常のトラックよりも積載量が多い。また、普通のダンプよりも粉粒体運搬が多くでき、産業廃棄物や土砂、飼料や燃料などの運搬に用いられる。	 ※2
	脱着装置付 コンテナ自 動車	トラックの荷台を着脱でき、1台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより、廃棄物の貯留、収集、輸送までをシステム化できる車両である(生活ごみも対象)。	 ※1
	床面搬送装 置装着車	スラットが油圧シリンダにより、水平を維持した状態で前後方向に4段階で往復運動をすることにより、積載物を効率的に搬送することができる。	 ※1
	ユニック車	小型クレーンを装備しているトラック。高い場所への搬入、重量物の搬入作業が1台ですみ、輸送コストが削減できる。	

※1 写真出典：災害廃棄物対策指針 技術資料

※2 写真出典：環境省災害廃棄物情報処理サイト

表 収集運搬車輛等の例②

対象	種類	用途・特徴	【参考】各車両等の写真
災害 廃棄物	フォークリフト	災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積み下ろしや積み重ね保管するために用いられる荷役機械である。	 ※1
	ラフテレーン クレーン	四輪駆動・四輪操舵機構を装備し、荒れた地形などの不整地を走行することのできる特殊自動車である。災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積み下ろし等に用いられる。	 ※1
	アーティキュ レーテッドダ ンプトラック	30 トン以上の災害廃棄物を運搬することができる。東日本大震災の被災地では、仮置場内において災害廃棄物を効率よく運搬するために導入された。走行のために仮置場内に専用の走行路が造られた。	 ※1 出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより
	船舶	島部の災害廃棄物の運搬は、船舶により行う。また、半島部において主要道路が少ない場所は、渋滞回避をはかることができる。	 ※3
	バキューム 車	東日本大震災の被災地では、仮置場内の側溝に溜まった災害廃棄物を清掃するため等に利用された。	

※1 写真出典：災害廃棄物対策指針 技術資料

※3 写真出典：岩手県災害廃棄物処理詳細計画第二次(平成25年度)改訂版(平成25年5月) 岩手県

表 収集運搬車輛等の例③

対象	種類	用途・特徴	【参考】各車両等の写真
生活ごみ	パッカー車	パッカー車は回転板式、圧縮板式がある。積載効率が良く、ボディが密閉式なので衛生的である。	 ※1
	コンテナ傾倒装置付収集車（小型コンテナ用）	廃棄物が露出すること無く、作業員も廃棄物に手を触れること無しに衛生的に収集作業を行うことができる。	 ※1
	クレーン式圧縮式ごみ収集車	底開き式ダストボックスをクレーンで吊り上げて、廃棄物を補助ホッパーに投入する。投入された廃棄物は、水平圧縮版でボディ後部へ圧縮し詰め込む。ボディは密閉式のため、廃棄物の飛散が防げ、衛生的である。	

※1 写真出典：災害廃棄物対策指針 技術資料

2. 延べ床面積

表 延べ床面積


地域区分	市町	1棟当たり 延べ床面積(m ² /棟)	
		木造	非木造
北勢	桑名市	79.9	186.7
	いなべ市	92.1	172.2
	木曽岬町	90.2	194.3
	東員町	94.8	156.5
	四日市市	81.6	216.9
	菰野町	67.6	135.8
	朝日町	91.1	276.8
	川越町	95.4	262.3
	鈴鹿市	72.3	176.5
	亀山市	73.2	181.8
中勢	津市	75.4	185.8
	松阪市	66.1	139.4
	多気町	65.8	129.3
	明和町	70.1	113
	大台町	62.6	94.6
伊賀	伊賀市	73.5	220.9
	名張市	85.4	194.5
伊勢志摩	伊勢市	70.2	130.8
	鳥羽市	74.5	140
	志摩市	62	130.4
	玉城町	75.1	151.2
	南伊勢町	70.5	94.5
	大紀町	62.9	112.6
	度会町	68.9	71.9
東紀州	尾鷲市	77.5	170.4
	紀北町	75.7	152
	熊野市	61.8	153.7
	御浜町	57.4	149.5
	紀宝町	65.3	224

3. 災害用トイレ備蓄状況

平成26年7月現在

地域区分	市町名	備蓄災害トイレ	備蓄数	備蓄箇所数	備蓄場所	備蓄災害トイレ仕様									
						①仮設トイレのタイプ	②製造メーカー名	③型式/形式番号等	④用途	⑤便座タイプ	⑥水洗機能の有無	⑦し尿処理方法	⑧バキュームの必要性	⑨汲み取り型の場合の汚水タンク容量(ℓ)	⑩特記事項
北勢	桑名市	簡易型	656	90	小学校	組立式	(株)ニード	ワンタッチトイレ ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	処理袋による方式	無		
	いなべ市	組立式	37	1	市役所北勢庁舎	組立式	長島神物園		大小兼用 車椅子利用可	洋式	非水洗	万能タイプ	有	420	
	木曽岬町	組立式	5	2	川先備蓄倉庫他	組立式	東京都葛飾福祉工場	ベンチャー	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	400	
	東員町	組立式	154	2	役場防災倉庫、避難所防災倉庫	簡易式	不明		大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有		
		簡易型	168	2	役場防災倉庫、避難所防災倉庫										
	四日市市	組立式	103	71	各指定避難所内防災備蓄倉庫	組立式	(株)ニード 東京都葛飾福祉工場	Type-SWIIカ	車椅子利用可	洋式	非水洗	マンホール直結	無		
		簡易型	1,485	120	安島防災備蓄倉庫及び各指定避難所内防災備蓄倉庫	簡易型	ニード	Type-p	大小兼用	洋式	簡易水洗	一回ごとに袋を取替え、凝固剤を入れる	無		
		その他	1	1	安島防災備蓄公庫	オストメイト トイレ	ニード	OST 「シックスセンス」	人工透析 患者対応	無	無	凝固剤で処理	無		
	菰野町	組立式	134	9	本庁地区コミュニティセンター	組立式	日本セイフ ティー(株)	00942-000006	大小兼用	洋式	非水洗	万能タイプ	無		
		簡易型	11	1	本庁	簡易型	ニード	Need WT-1	大小兼用	洋式	非水洗	万能タイプ	無		
	朝日町	組立式	150	10	町防災倉庫、各自治区防災倉庫	組立式	(株)ニード	不明	大小兼用	洋式	簡易水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	不明	
	川越町	組立式	50	1	役場備蓄倉庫	組立式	藤ホワイト	LINDO PLAセット	大小兼用	洋式	非水洗	排泄処理袋による 取替式	無		
		簡易型	250	15	北部多目的倉庫、学校、各地区公民館等	簡易型	藤クレスパ	ボックストイレ	大小兼用	洋式	非水洗	排泄処理袋による 取替式	無		
						簡易型	ミドリ安全	エコトイレ	大小兼用	洋式	非水洗	排泄処理袋による 取替式	無		
	鈴鹿市	組立式	123	17	下水化地域内小学校、市立体育館等	組立式	(株)ニード	マルチレ NT-01W	大小兼用	洋式	非水洗	下水管・下汚水槽 直結	無		
		簡易型	330	30	市内小学校	簡易型	不明	不明	大小兼用	洋式	非水洗	処理袋で凝固後 直結	無		
	亀山市	組立式	-	-	中央防災倉庫、関地区防災倉庫、その他市内避難所	組立式	ユニフレンド(株)	ユニフレンド安心	大小兼用	洋式	非水洗	処理袋で凝固後 直結	無		
		簡易型	137	9		簡易型	長島神物(株)	エベツさん 標準タイプ(和式)	大小兼用	和式・様式	非水洗	下水管・下汚水槽 直結	無		洋式OP有
簡易型						ニード	ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	無			
中勢	津市	組立式	128	100	大規模避難所(小学校)、その他避難所	組立式	南ライジング ファーム	ドント・コイMH型	車椅子利用可	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	250~300	
		簡易型	1,218	87	大規模避難所(小学校)、その他避難所	簡易型	ニード	ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有		
		その他	160	34	小学校等	マンホールタイプ	ニード	ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有		
	松阪市	簡易型	318	71	公立小中学校	組立式	ニード	ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	下水管・下汚水槽 直結	無		車椅子利用可は5基
						組立式	ニード	ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	専用汚物袋利用	無		
	多気町	簡易型	54	7	相可公民館等	組立式	ニード	P型受ハック方式	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	10	
		その他	28	5	多気中学校等	組立式	ニード	マルチレ Type-S	大小兼用	洋式	非水洗	下水管・下汚水槽 直結	無		
	明和町	組立式	29	7	各小学校	折り畳み コンパクト式	ニード		大小兼用	洋式	非水洗	下水管・下汚水槽 直結	無		
		簡易型	611	7	各小学校										
	大台町	ユニット型	17	6	宮川総合支所、健康ふれあい会館	ユニット型	日野興行	GX-WBP	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	不明	13台はH24年度購入
		簡易型	29	3	宮川総合支所、B&G海洋センター	簡易トイレ	パナソニック	VALSPITSPBE	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	不明	
		非常用トイレ袋	20,160	8	領内地域総合センター、長ヶ集会所										
伊賀	伊賀市	組立式	58	40	各地区市民センター、消防署	組立式	ライジング ファーム	ドント・コイMH型	大小兼用	洋式	非水洗	万能タイプ 貯留給水方式	有		
		組立式				組立式	木村技研	ベンクイックW-3型	大小兼用	洋式	非水洗	万能タイプ 貯留給水方式	有		
伊勢志摩	伊勢市	組立式	112	32	防災倉庫・小中学校	組立式	木村技研	ベンクイックS-2型	大小兼用	洋式、和式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有		
		簡易型	26	10	防災倉庫・小中学校	組立式	日本化工機材	NRトイレスト	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有		
	鳥羽市	ユニット型	35	22	主要な避難所(学校等)	組立式	ライジング ファーム	ドント・コイMH型	大小兼用 車椅子利用可	洋式	非水洗	その他(液体は下水管直結)	有	255	
		簡易型	102	2	志摩支所、磯部中学校防災倉庫	その他	日本板紙(株)	ボックストイレ	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	42	
		スクットイレ	100袋×15箱、 100袋×10箱		志摩支所、阿児町防災倉庫	その他	(株)ニード	ワンタッチイレニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	凝固後、焼却処理	無	1袋で小1回または大1回、大小1回	1基につき汚物処理 袋20枚入り
	志摩市	便袋	10枚×1セット			その他	船山(株)	スクットイレ便袋	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	無	スクットイレS-100Nと併用	便座のみ スクットイレ併用
						その他	アロン化成 (株)	EX8-タブレットT型	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	有	10.5	し尿を貯めておく容 量や袋が必要
						その他	船山(株)	スクットイレS-100N	大小兼用	袋	非水洗	薬剤処理後、焼却	有	小便のみ100回、大便のみ50回、 100袋×15箱	
	玉城町	排便袋	20	2	玉城町防災倉庫、下外城田小学校	その他	(株)総合サー ビス	サニタリオン	小用のみ	袋	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	無	1枚で大人で小2~3回分	
	南伊勢町	組立式	114	38	各地区	組立式	まいごこ	マルチレS-100	大小兼用	洋式	非水洗	凝固剤で固め焼却	無		
	大紀町														
	度会町	簡易型	90	4	度会町役場他	組立式	東京都葛飾福祉工場	サニター-II	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	無		
東紀州	尾鷲市	組立式	11	11	尾鷲市防災センター	組立式	南ライジング ファーム	ドント・コイMH型	大小兼用	洋式	非水洗	万能タイプ	有	255	
		簡易型	261	17		簡易型	東京都葛飾福祉工場	サニター-II	大小兼用	洋式	非水洗				
		その他	90	17											トイレ用テント
	紀北町	簡易型	25	2	防災倉庫										
	熊野市	組立式	55	1	防災倉庫	組立式	(株)ニード	マルチレ NT-01W	大小兼用 車椅子利用可	洋式	簡易水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	無		
		簡易型	400	22	防災倉庫、避難所等	簡易型									
御浜町	組立式	5	1	役場内防災倉庫	組立式			大小兼用	洋式	非水洗	下水管・下汚水槽 直結	無		テント有	
	簡易型	40	6	主要避難所	簡易型	(株)ニード	ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	1回ごと使用タイプ	無		テント有	
紀宝町	組立式	25	1	町防災倉庫	組立式	ユニフレンド(株)	ユニフレンド安心	大小兼用	洋式	非水洗	下水管・下汚水槽 直結	無			
	簡易型	25	1												
松阪地区広域衛生組合	組立式	2	1	管理棟1F会議室	組立式	(株)ニード	ニードP型	大小兼用	洋式	非水洗	汲み取り式 (タンク式袋)	無			
計	組立式	1,295	345												
	簡易型	6,236	506												
	上記以外	22,121	1,605												

表 災害用トイレの種類

簡易(仮設)トイレ	簡易(箱型)トイレ	簡易トイレ(薬剤セット)
		
簡易(組立式)トイレ		
		

4. 仮置場選定に関わる法規制等

表 仮置場選定における法規制等

敷地の区分		法令	通常	災害時の適用除外
保安林		森林法 保安林制度	土地の形質の変更等を行う場合は許可が必要	非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合(森林法第 34 条)
自然公園	特別地域	自然公園法	土地の開墾その他土地の形状の変更等には許可が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 20 条)
		三重県立自然公園条例	土地の開墾その他土地の形状の変更等には許可が必要	非常災害のために必要な応急措置(条例第 16 条)
	特別保護地域	自然公園法	行為によって許可が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 21 条)
	利用調整地区	自然公園法	区域内の立入には認定が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 23 条)
		三重県立自然公園条例	区域内の立入には認定が必要	非常災害のために必要な応急措置(条例第 17 条)
	普通地域	自然公園法	土地の形状の変更等は許可が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 33 条)
三重県立自然公園条例		土地の形状の変更等は許可が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 26 条)	
原生自然環境保全地域		自然環境保全法	土地の形質の変更等は許可が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 17 条)
生動植物保護地区	自然環境保全法	野生動植物の採取や損傷等の行為は禁止	非常災害のために必要な応急措置(法第 26 条)	
	三重県自然環境保全条例	野生動植物の採取や損傷等の行為は禁止	非常災害のために必要な応急措置(条例第 12 条)	
普通地区	自然環境保全法	土地の形質の変更等は届出が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 28 条)	
	三重県自然環境保全条例	土地の形質の変更等は届出が必要	非常災害のために必要な応急措置(条例第 13 条)	
特別地区	自然環境保全法	土地の形質の変更等は届出が必要	非常災害のために必要な応急措置(法第 25 条)	
	三重県自然環境保全条例	土地の形質の変更等は届出が必要	非常災害のために必要な応急措置(条例第 11 条)	
都市公園	都市公園法	占用許可が必要	非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物(法第 7 条)	
	三重県都市公園条例	土地の形質の変更等は禁止	—	
河川敷		河川法	占用許可が必要	—
農地		農地法	権利移動及び転用時は許可が必要	—
港湾		港湾法 港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則 三重県港湾施設管理条例	占用/使用許可が必要	—

※上記の他、災害対策基本法第 87 条(災害復旧の実施責任)にもとづき規制緩和が認められる場合もある。

5. 破碎選別機

表 破碎選別機の例

種類	対象	用途・特徴	【参考】東日本大震災での活用例
つかみ機	鉄骨、漁網等	混合廃棄物から大きな廃棄物を抜き取る、漁網の引きちぎり、損壊家屋の解体等に使用	
圧碎機・小割機	がれき類等	大きながれき等を小割りする等に使用	
磁力分別	金属	・粗分別の際の重機による金属の分別に使用 ・破碎後の金属の分別に使用	
木くず破碎機	木くず	木くずをチップ化するなど に使用	
がれき破碎機	がれき類等	コンクリートくず等を小さく 破碎し再生砕石等に再生 利用する際に使用	
ふるい機 (振動ふるい、ト ロンメル等)	混合廃棄物	破碎後の廃棄物を一定の 大きさごとに分級するた めに使用	
土壌ふるい機	土壌、細粒分	津波堆積物中の砂利や 砂を分級し再生利用する 際に使用	
湿式比重分離	混合廃棄物	破碎・ふるい選別後に木く ずとがれき類を選別する 際に使用	

7. 倒壊家屋等の解体・撤去

解体作業は、基本的には市町が政令・通達・参考図書に従って行うこととなりますが、行政機能がマヒし、市町での対応が困難な場合、県が支援を行います。

家屋・建屋解体の流れを図に示します。

家屋・建屋解体は、解体受付、建屋確認、工事費積算及び解体工事となることから、そのほとんどの業務が土木部局で対応する内容となっており、それ以降の仮置場の搬入作業について、環境部局の対応となることが想定されます。したがって、部局間の連絡、連携を図り、速やかに仮置場に搬入することが求められます。

解体関連業務は、個人情報・データの適切な管理、環境負荷の低減、品質管理の向上が求められることから、品質・個人情報の保護に努めることとします。

建屋解体では、仮置場での処理困難物の混入を防ぐため、アスベスト含有確認が必要となります。建屋確認時に、堅牢建物区分、家屋課税台帳のS造・RC造の建物を抽出し、現地にてアスベスト含有の可能性を全棟目視確認にて調査します。アスベストは屋根瓦、屋根用波板、石膏板、天井用化粧板等に使用されています。アスベスト含有の調査の結果、含有の可能性のある物件は、1棟あたり数個のサンプルを採取します。調査の結果、アスベスト含有が確認された場合は、工事内容にアスベスト対応を記載します。なお、調査にあたっては防塵マスク等の安全対策に万全を期す必要があります。

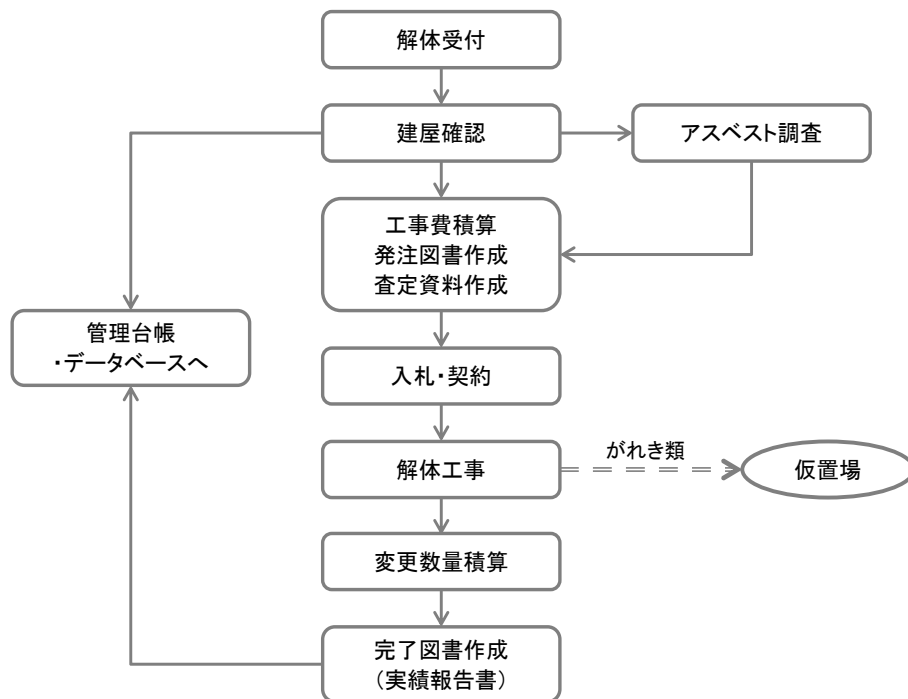


図 家屋・建屋解体の流れ

出典：高知県災害廃棄物処理計画 Ver.1（平成26年9月）高知県

5. 用語集

【あ行】

アスベスト

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

RDF

RDF（Refuse Derived Fuel：ごみ固形燃料）は、家庭や事業者から排出された可燃性のごみを押し固めてつくられる燃料で、電気を発生させる熱源として利用することができます。

一般廃棄物最終処分場

廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設のうち、一般廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所です。

一般廃棄物焼却施設

廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設のうち、一般廃棄物を焼却処理する施設です。

FRP船

繊維強化プラスチック（Fiber Reinforced Plastics）で製造された船のことを言います。

思い出の品

地震により倒壊した家屋の解体時及び津波による建物等の流出で発生した災害廃棄物のうち、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、記念品など、個人にとって思い出となりうるものです。

【か行】

過去最大クラスの南海トラフ地震

過去約 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの地震を想定したものです。本計画では「L1」と呼称しています。

仮置場

三重県災害廃棄物処理計画では、住民がごみを搬入する市町一次仮置場、災害廃棄物の仮置きと比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う市町二次仮置場、焼却施設等の処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う市町三次仮置場（二次仮置場（県設置））に大別されます。市町一次仮置場は、そのまま市町の二次仮置場になる場合もあります。県は、市町の被災状況により、事務委託や事務の代替執行を受けて災害廃棄物の処理を行う場合には、二次仮置場（県設置）を設定し運営管理を行います。

家電リサイクル法

2001 年（平成 13 年）4 月 1 日より本格施行された法律で、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の 4 品目が特定家庭用機器として指定されています。小売業者は排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等は引取りとリサイクル（再商品化等）といった役割をそれぞれが分担し、リサイクルを推進することが義務づけられています。また、その際、引取りを求めた排出者は小売業者や製造業者等からの求めに応じ、料金を支払うこととなります。

感染性廃棄物

人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物です。

紀伊半島大水害

平成 23 年 8 月 25 日に発生した台風 12 号は、9 月 3 日に四国に上陸、中国地方を横断して 4 日には日本海へ抜けました。時速 15 キロメートル前後と自転車並みの極めてゆっくりした進み方で、長時間の大雨となりました。特に台風を中心から東側に位置した紀伊半島では総降水量は広い範囲で 1,000mm を超え、一部では 2,400mm を超えました。奈良県上北山村で 1,800mm 超、奈良県大台ヶ原で 2,400mm 超、和歌山県田辺市熊野で 1,300mm 超など、統計開始以来の記録的な大雨となりました。この台風 12 号とその後の 15 号によってもたらされた大災害は「紀伊半島大水害」と名付けられました。

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて

環境省が、巨大災害発生に備えて、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めるため、巨大災害時発生時の取組の基本的な方向性を示す中間とりまとめとして、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定したものです。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、一般的に第1次～第3次まで設定されるものが多いです。

県地震被害想定 → 三重県地震被害想定調査結果

県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

県内に存在が確認されている活断層のうち、各地域に大きな被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」を総称したものです。

コンデンサ

電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、あるいは位相を変化させるといった効果をもつ装置です。昭和47年8月以前に製造された業務用・施設用蛍光灯器具の安定器では、コンデンサ内の巻紙のすき間に少量のPCB油が含浸されているものがあります。

【さ行】

災害廃棄物

三重県災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物対策指針にもとづき、地震や津波等の災害によって発生するもの（木くず、コンクリートがら、金属くず、津波堆積物等）、被災者や避難者の生活に伴い発生するもの（生活ごみ、避難所ごみ等）を対象として災害廃棄物としています。

災害廃棄物対策指針

環境省が、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものです。

災害用トイレ

災害時に使用する仮設トイレや簡易トイレなどの総称です。

最大浸水深

津波浸水域のある一定領域内における地面から水面までの高さ（深さ）の最大値を示したものです。

残余容量

現存する最終処分場（埋立処分場）が満杯になるまでの残りの埋立可能量です。

地震動

地震によって発生する揺れのことです。

自動車リサイクル法

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者等に適切な役割分担を定めた法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自ら製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が負担する制度です。

処理困難廃棄物

三重県災害廃棄物処理計画では、市町が通常において回収・処理を行わない廃棄物で、災害時に発生する有害性・危険性がある廃棄物をさします。

震度

ある地点における地震の揺れの大きさを表した指標です。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称。これらは塩素で置換された 2 つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示します。無色で水に溶けにくい性質があり、ごみ焼却のほか、様々な発生源から副生成物として発生します。

柱上トランス

柱上変圧器とも言い、架空配電線路において、電柱に金属製の固定具（装柱金物）を介して取り付けて使用される変圧器です。絶縁油内で使用されていた PCB が環境や人体に悪影響を与えるとの調査から、PCB 混入トランスの撤去、交換作業が行なわれています。

津波浸水域

陸域において津波により浸水した地域を言います。

津波堆積物

水底や海岸に堆積していた砂泥が津波により陸上に打ち上げられたもので、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等が細かく混じり合ったものです。

【な行】

南海トラフ地震

「過去最大クラスの南海トラフ地震」と「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称です。

【は行】

東日本大震災

2011年3月11日午後2時46分、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害です。最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらしました。また、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になりました。

P R T R

化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Registe）の略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。P R T Rによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができますようになります。

P C B

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyl）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合

物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に 209 種類の異性体が存在します。生体に対する毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやすい。発癌性があり、また皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こすことが分かっています。

【ま行】

三重県被害想定調査結果

平成 24 年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、「過去最大クラスの南海トラフ地震」及び「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の 2 つのクラスの地震を想定し、地震による震度分布や液状化危険度分布、津波による浸水域等の様相と、その地震・津波による人的被害、物的被害、ライフラインや交通施設等の被害、経済被害等の想定結果を三重県でとりまとめたものです。

【ら行】

理論上最大クラスの南海トラフ地震

あるゆる可能性を科学的知見から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定したものです。三重県災害廃棄物処理計画では「L2」と呼称しています。